

広島弁護士会 広島地区会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番73号

☎(代 表) 082(228)0230

☎(当番弁護士) 082(222)4915

広島弁護士会 呉地区会

〒737-0811 呉市西中央4丁目1番46号

☎(代 表) 0823(24)6755

☎(当番弁護士) 0823(24)6755

広島弁護士会 尾道地区会

〒722-0014 尾道市新居浜1丁目12番4号

☎(代 表) 0848(22)4237

☎(当番弁護士) 0848(22)4237

広島弁護士会 福山地区会

〒720-0031 福山市三吉町1丁目6番1号

☎(代 表) 084(923)1798

☎(当番弁護士) 084(923)1798

あなたの不安に答える  
弁護士からのアドバイス



広島弁護士会 刑事弁護センター

## ● も く じ ●

いま、あなたは……………	P 1
身柄の拘束と刑事手続きの流れ……………	P 2
弁護人の役割は……………	P 4
取調べ・供述調書の注意点……………	P 6
留置場（拘置所）での生活……………	P 8

## いま、あなたは……………

今、あなたは、罪を犯したのではないかという疑いを受けて、警察の留置施設または拘置所に収容されています。

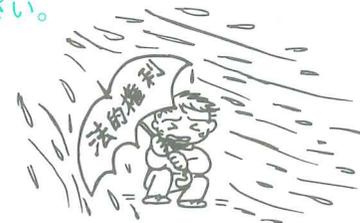
あなたが、罪を犯したかどうか、また仮に罪を犯したとしても、どんな処罰を受けるかは、裁判所が審理をして、判決を出してはじめて決まります。それまでは、誰も、あなたを有罪と決めつけたり、処罰したりすることはできません。

しかし、警察官や検察官は、あなたが犯人だと疑って取調べをし、時には厳しい追及をするかもしれません。これに対して、あなたがまちがった対応をすると、無実の罪で処罰されたり、実際にやったこと以上の重い処罰を受けることにもなりかねません。

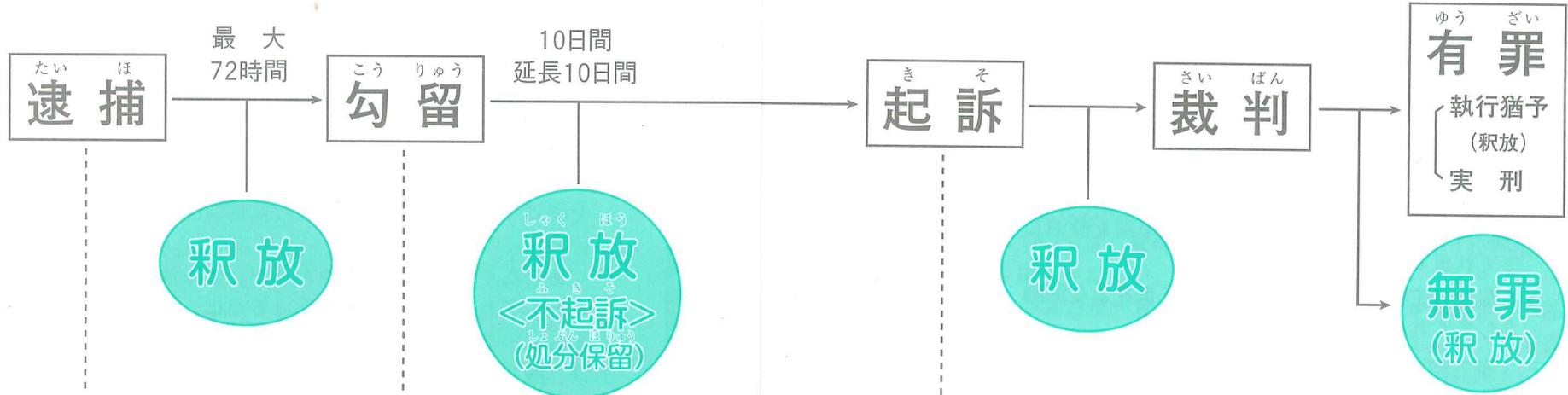
あなたには、憲法や法律で保障された権利があります。この権利は、正しい裁判を受けるために保障されたものです。

あなたには弁護人を選任することができる権利があり、裁判官によって引き続き身体拘束が認められた場合には、国選弁護人の選任を請求することができます。

このパンフレットをよく読んで、どうすればよいかを考える参考にしてください。



# 身柄の拘束と刑事手続きの流れ



●逮捕されてから最大72時間身柄を拘束されます。この間に、検察官が、あなたの拘束を続けるよう裁判官に請求するかどうかを決めます(勾留請求)。

●勾留請求があると、裁判官があなたの言い分を聞いたうえで(勾留質問)、引き続き身柄を拘束するかどうかを決めます。勾留は原則として10日以内ですが、更に10日以内の延長ができることになっています(最大20日間勾留されることがあります)。勾留が認められなければ、釈放されます。

※なお、勾留質問をして、勾留するかどうかを決めるのは裁判官であって、検察官には権限はありません。

逮捕されたあとはこのようになります



●検察官は、裁判官が認めた勾留期間が終わるまでに(最大20日間)、あなたを裁判にかけるかどうかを決めます。不起訴(裁判にかけない)になると釈放されます。

●犯した犯罪が比較的軽く、100万円以下の罰金刑が相当であるときは、あなたの同意により書面だけで裁判が行われることがあります(略式起訴)。この場合は、起訴と同時に釈放されます。

●勾留中に起訴されると、裁判の間、仮に釈放される場合があります(保釈)。保釈を認めるかどうかは、裁判所が決めることで、いくつかの要件があり、保釈保証金(逃亡したりせず、裁判に出ることを約束して、裁判が終わるまで、裁判所に納めておくお金)も積まなくてはなりません。

釈放・保釈は裁判官が決めます



# 弁護人の役割は…

弁護人とは、あなたの味方になって、あなたを守ってくれる弁護士のことです。あなたは、いつでも(起訴される前でも、起訴された後でも)どこでも、自分のために弁護人を依頼することができます。

弁護人は、

- ①あなたの権利を守ってくれます。
- ②あなたのいろいろな疑問に答えて、不安を解消してくれます。
- ③あなたの主張が認められるよう、さまざまな活動をしてくれます。

## 弁護人への相談

弁護人に相談したいときは、警察官や看守に申し出て、連絡をとってもらってください。

弁護人との面会(接見)には、警察官や係官の立会いはありませんし、弁護人には、あなたの秘密を守るべき義務がありますので、何でも遠慮なく相談してください。



## 弁護人の費用

かけつけた当番弁護士にその後も弁護を頼んだ場合(私選弁護人)には、弁護人の費用が必要となりますが、弁護人の費用は、依頼する弁護士と話し合いをして決めてください(国選弁護人を選任した場合を除く。)

## 勾留された場合には、被疑者段階でも国選弁護人の選任を請求できます。

- 被疑者段階でも、身体の拘束がなされている場合には、起訴される前でも国選弁護人の選任を請求できます。
- 国選弁護人を依頼するためには、あなたの資力が一定額以下である必要があります、そのためには資力申告書を提出しなければなりません。資力申告書については、警察署の留置施設または拘置所(刑事施設)の係官に申し出てください。
- なお、あなたの資力が一定以上の場合でも、あなたが弁護士会へ私選弁護人の紹介を求めたにもかかわらず、紹介弁護士あるいは弁護士会があなたの依頼を断ったときにはそれを理由に国選弁護人の選任を申し出ることができます。
- また、あなたが検察官から即決裁判手続についての同意を求められ、同意して良いかが分からないときにも国選弁護人の選任を求めることができます。この手続については、同意を求めてきた検察官に聞いてください。
- あなたが捜査段階で国選弁護人を選任できるかどうか分からないときは、警察署の留置係の人に確認してください。

## 取調べ、供述調書の注意点

逮捕や勾留で身柄を拘束されている間、あなたは警察官や検察官から取調べを受けます。これは、事件の真相を知るためという意味もありますが、最大の目的は、あなたが言ったことを供述調書という書面に記録して、後の裁判における証拠を確保することにあります。したがって、取調べを受けるにあたっては、慎重な注意が必要です。

### 黙秘権

まず、取調べの前に言われると思いますが、あなたには『黙秘権』があります。これは「取調べに対して、ずっと黙っていたり、言いたくないことは言わなくてもよい」という権利です。黙秘権は、憲法で保障された権利ですから、あなたが黙っていても、警察官や検察官は、無理にあなたに言わせることはできないことになっています。

### ウソの自白は禁物

取調べに対して答える場合でも、自分がやっていないことを「やった」と認めてはいけません。裁判になってから本当のことを言えばいい、という考えは通用しません。やっていないことをやると認めてしまったために、無実の罪で死刑の判決を受けた人もいます。無実の罪を晴らすのに、20年、30年かかった人もいます。真実を貫くのは、時に大変つらいものですが、逮捕・勾留は長くて20数日です。また、弁護士はいつでもあなたの味方です。つらいときは、いつでも弁護士に相談してください。



### 間違いがないか確かめる

取調べでは、あなたの言ったことを警察官や検察官が供述調書に記録します。そしてその最後のところに、あなたの署名と指印をするように言います。

あなたが署名と指印をすると、供述調書に書かれていることは、あなたが言ったことだと裁判で扱われることになります。

ですから、供述調書はよく読み聞かせてもらい、間違いがないか、しっかりと確認してください。少しでも間違っていたり、納得がいかないところがあれば、遠慮なく言って訂正してもらってください。どうしても納得がいけないときは、署名や指印を拒否しても、あなたには何ら不利益とはなりません。

なお、どういうことを話し、どういう供述調書が作成されたかは、覚えておいて弁護人に話してください。

### 被疑者ノート

当番弁護士から、このパンフレットと一緒に被疑者ノートの差入れがされていると思います。

この被疑者ノートは、あなたが捜査官から取調べられている内容を記録できるようになっていますので、この被疑者ノートには、その取調べの内容を記載するようにしてください。

なお、被疑者ノートに記載するための筆記具は、留置係の人に相談してください。

## 留置場(拘置所)での生活

食事は、毎日決まった時間に官給食が支給されます。病気などのために特別な食事が必要な場合は警察官(看守)に申し出てください。お金を出せば、給食の代わりに好きな食べ物をとってもらうこともできます(ただし、業者が指定されていることが多い)。

### 食事



体の具合が悪いときには、医師の診断を受けることができます。特異体質や持病のある方は、係官に申し出てください。

### 医療



家族や知人と面会することができますが、警察官(看守)が立ち会ったり、時間を制限されることがあります。

### 面会



また、特別な場合には、裁判官の命令で面会を禁じられること(接見禁止)があります。

### 差入



家族等に頼んで、歯ブラシ・タオルなどの日用品、お金、衣服、新聞、本などを差し入れてもらうことができます。お金を出せば、自分で必要なものを買うこともできます。ただし、警察署や拘置所によっていろいろな制限があるので、よく聞いてみてください。

### 手紙・電報



弁護士、家族などに手紙を出したり、電報を打つことができます。ただし、手紙の内容は警察官(看守)が読んで点検することになっています。

また、特別な場合には、裁判官の命令で家族等との手紙のやり取り等を禁じられること(接見禁止)があります。